

報 告 第 2 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

和解及び損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 9 号

和解及び損害賠償の額の決定について

イラストの無断使用による著作権の侵害について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和８年６月２６日

新居浜市長 古 川 拓 哉

1 和解の相手方 （省 略）

2 事件の概要

平成２８年５月１日発行の「新居浜市瀬戸会館だより」において使用していたイラスト１点について、著作権を有する相手方の許諾を得ずに当該イラストを使用したことにより、相手方の著作権を侵害した。

3 和解の内容

（１）新居浜市は、相手方が著作権を有するイラスト１点を、平成２８年５月１日に発行し、及びホームページ上に公開した「新居浜市瀬戸会館だより」において無断使

用していたこと（以下「本件」という。）を認め、謝罪の意を表する。

（２）新居浜市は、相手方に対して、令和８年７月３０日限り、本件の損害賠償金として金３５万２，０００円を支払う。なお、振込手数料は、新居浜市の負担とする。

（３）新居浜市は、本件で使用していた当該イラストについて、インターネット上から削除したことを確約する。

（４）新居浜市は、相手方に対して、今後相手方が著作権を有するイラストを無断使用しないことを確約する。

（５）新居浜市と相手方は、本件に関し、前各号に掲げる事項以外には、何ら債権債務の存在しないことを相互に確認する。